

借入申込書

(新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口)

【損害担保付貸出 (ツーステップローンなし) 用】

令和 年 月 日

株式会社 商工組合中央金庫 御中

私は、新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口に係る制度融資を申し込みます。また、私は、本借入申込書の全ての記載内容、「ご確認事項」に虚偽がないことを表明し保証します。表明に反して、本借入申込書の記載内容、「ご確認事項」に虚偽があると判明した場合、残元金、利子補給制度を利用する場合は借入日に遡って受領した利子補給金を直ちに返還します。

住 所
商号または名称
代 表 者 名



(所属組合名)

申 込 金 額	¥	円	期間	年 月
対 象 窓 口	新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口			
業 種				
資 本 金	円	従業員数	人	
影響内容	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高減少に至った理由について、貴社の商流に関連付けてご説明ください。 []			
申込内容	①設備資金 (具体的資金使途) ②運転資金 (具体的資金使途)			
	申込金額の根拠 (新型コロナウイルス感染症による影響との関係が明らかになるように、可能な限り、また資金使途も具体的にご記載ください。) []			
業況回復等見通し	業況回復見通しとその根拠、返済の考え方 収支の見通し 資金繰りの見通し []			
借入希望日	令和 年 月	～	令和 年 月	

(※) 当初申込金額から変更になった場合においても、当該申込書の再提出は不要です。
(※) 裏面の「制度条件への該当確認」、「ご確認事項」、「重要事項」もご覧下さい。

制度条件への該当確認

前々年同月 年 月 単月売上高	前年同月 年 月 単月売上高	直近 年 月 単月売上高	減少率
円	円	円	%

- ※ 現時点で把握可能な令和2年1月以降の直近単月売上高、その前年同月比または前々年同月比売上高をご記載ください。
- ※ 令和2年1月以降の直近単月売上高がその前年同月比または前々年同月比5%以上減少していることが、制度条件です。
- ※ 売上高減少を確認するため、試算表等の疎明資料をご提出ください。

ご確認事項

- 私は、下記事象に該当したことはありません。
 - ① 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始、その他、債務整理に関して裁判所の関与する手続申立てがあった。
 - ② 手形不渡または手形交換所の取引停止処分があった。
 - ③ 差押、保全差押または仮差押の命令または通知、競売手続の開始があった。
 - ④ 不渡りになった割引手形または担保手形の買戻し若しくは差換えができなかった。
 - ⑤ 借入金の元金若しくは利息について、延滞後3ヵ月が経過した。または、最終返済日に延滞し、完済できなかった。
 - ⑥ 差し入れた担保の滅失時に、担保権者の請求にもかかわらず担保の差換えまたは追加ができなかった。
- 私は、現在、事業を継続しており、休業の予定もありません。
- 本件借入金は、「申込内容」に記載の資金使途に充当するものであり、商工中金または他の民間金融機関の借入金返済には充当しません。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として、先行して商工中金から借り入れた資金を除く。

重要事項

○危機対応制度の概要

危機対応制度とは、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫（以下公庫）が指定金融機関である商工中金に対して一定の信用の供与を行うものです。

従いまして商工中金によるご融資条件に加え、公庫における制約事項等があることから、以下をご承知おき下さい。

- 商工中金からのご融資には、審査がございます。審査の結果によっては、ご融資できない場合、もしくはご融資金額の減額、ご融資期間の短縮等、ご希望に沿えない場合があります。また、審査には時間を要する場合があります。
- 公庫における予算制限等により、商工中金によるご融資内諾後においても、ご融資できない場合、もしくはご融資金額の減額、ご融資期間の短縮等、ご希望に沿えない場合があります。
- 通常の審査に必要な資料に加えて、当該制度利用のための契約書・資料が別途必要です（別途ご案内させていただきます）。

【商工中金使用欄】

説明日時	説明場所	面接者（法人のみ）	説明者（職員）
令和 年 月 日 時			

検印	担当